

第5回半田市議会定例会総務委員会委員長報告書

当総務委員会に付託された案件については、12月11日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第66号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

ICTを活用したまちづくり推進事業について、マイレポはんだのアプリをどのように変更するのか。とに対し、

一番の変更は、動画の投稿が出来るようになることです。災害時に地域の方から現場の動画を投稿していただくことで、災害対策本部は、リアルタイムに情報を得ることが出来るため、迅速な避難行動や災害対策を図ることが可能になります。とのこと。

バス路線対策事業について、この時期に地域公共交通会議の委員報酬を予算計上した理由は何か。とに対し、

8月27日開催の愛知県バス対策協議会において、知多バスが市内の一部路線の撤退を届け出ました。中部運輸局と知多バスとの協議を続けてまいりましたが、中部運輸局から公共交通のあり方について地域公共交通会議を立上げ調整するべきであるとの意見もいただいています。関係団体と利用者が意見調整を行う唯一の場である地域公共交通会議の速やかな設置に向け、補正予算を計上したものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第72号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第73号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

行政不服審査会は他市との共同や組合で設置することも出来ると思うが、半田市単独で設置する理由は何か。また、過去に異議申し立てのあった件数はどのくらいあるのか。とに対し、

情報公開・個人情報保護審査会と審査内容が似ているため、多くの自治体において同委員会の委員が兼務し単独で設置する予定であり、半田市においても委員の兼任を考えているため、単独で設置をするものです。また、異議申し立て件数は、平成23年度は2件、24年度も2件、平成25年度、26年度は0件、平成27年度は今現在2件となっております。とのこと。

市の職員が審理員になり、住民と処分担当課の双方の主張を公平に審理となっているが、市の職員が公平に審査できるのか。とに対し、

改正前は、総務課が審理し採決をしていましたが、行政側の意見に片寄る危惧があったため、第三者機関を設置し、審理員の審査した結果について第三者の目で判断することにより、公正性を担保する制度となっています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第74号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第75号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

情報漏えいが起きないように、チェック出来るシステムや条文となっているのか。また、個人情報を取り扱う職員に細かい規定はあるのか。とに対し、

制度面については、罰則の強化や第三者機関として、特定個人情報保護委員会を国が設置しチェックを行います。システム面についても、個人番号制度は法定受託事務のため、国の求めるセキュリティ基準に沿った運用となっており、マイナンバーを扱う部署はインターネットから切り離す処置も行っていますし、必要があれば、今後もさらに高度な対策をしていきます。また、マイナンバー制度に特化した規定はありませんが、庁内の連携も含め、関係する課から全部署に向け確認を行う機会を設ける予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第76号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第77号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田市公共施設更新計画に入っていない道路や橋梁を含めた理由は何か。とに対し、

国から公共施設更新計画には、道路、橋梁も含めた計画の作成をするよう指針が出ております。半田市においても、今後、公共施設更新計画を見直し、道路、橋梁も含めた更新計画とする予定となっており、公共施設の整備の上では大きなウェイトを占めるものとなってくるため、これに対応した基金とするよう道路、橋梁等のインフラ整備を含めたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第78号、議案第79号及び議案第83号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、3議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。